

し尿・浄化槽汚泥と下水処理の共同化について

1. 結 論

し尿・浄化槽汚泥(以下、「し尿等」という。)を処理している「月見センター」について、施設の老朽化やし尿等の処理量の減少などの理由により廃止する。廃止後のし尿等の処理は、下水処理施設において専用の処理施設を新設し、下水との共同処理化する。

なお、共同処理を行う下水処理施設は、市之倉下水処理場又は池田下水処理場を候補とし、令和5年度に実施施設を決定する。

※し尿等は、法律に規定される一般廃棄物であり、「月見センター」はその受入処理を行っているし尿処理施設（一般廃棄物処理施設）。

2. 月見センターの概要

- (1) 所在地 多治見市月見町3丁目73番の2
- (2) 竣工 平成2年3月
- (3) 処理方法 標準脱窒素処理方法（微生物処理により処理水を浄化、脱水した汚泥は三の倉センターで焼却）
- (4) 処理能力 61 kℓ/日
- (5) 令和3年度年間処理量 8,207 kℓ（し尿 2,131 kℓ、浄化槽汚泥 6,076 kℓ）

3. し尿等の処理対象人口の状況（令和3年度）

項 目	人口	割合 (各項目/総人口)
多治見市の総人口	107,443	—
し尿汲み取り (①)	2,218	2.06%
浄化槽処理 (②)	8,659	8.06%
し尿汲取+浄化槽 (①+②)	10,877	10.12%

4. 結論に至った理由

(1) 月見センターは供用開始から30年以上経過しており、近い将来、施設の建替及び大型機器類(汚泥脱水機等)の更新が必要となる。

(2) し尿等の処理量は年々減少していることから、下水処理施設での共同処理が可能となる。

稼働率=処理量 22(kℓ/日) / 計画処理量 61(kℓ/日) × 100 = 36% (R3 実績)

(3) 月見センターの建替より、下水処理場での共同処理化の方が、コスト削減（今後50年間で10億円程度）が見込まれる。

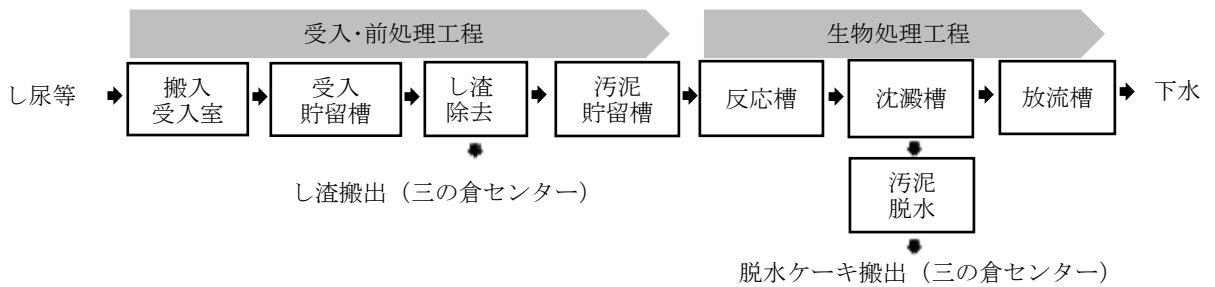
(4) し尿処理施設（月見センター）を廃止して、下水処理施設と統合することにより、処理施設の建設費用が国庫補助の対象となる。

5. 今後のスケジュール

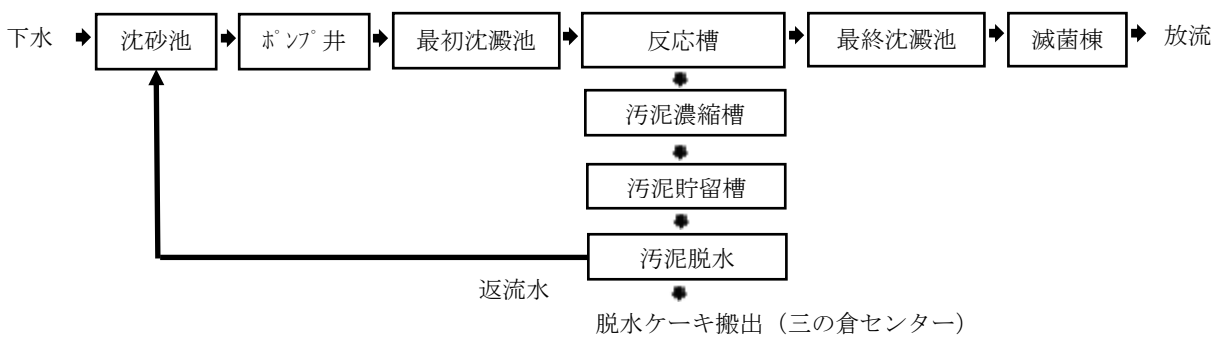
- (1) 令和4年度：し尿等と下水の共同処理の方針を決定
 廃棄物減量等推進審議会「し尿等と下水の共同処理の方針について」
- (2) 令和5年度：共同処理を行う下水処理場を決定
 廃棄物減量等推進審議会「共同処理を行う下水処理場について」
- (3) 令和6年度：受入・前処理施設基本設計
- (4) 令和7年度：受入・前処理施設実施設計
- (5) 令和8年度：工事開始（～令和11年度末）
- (6) 令和12年度：供用開始

6. 参 考

(1) ①現行の月見センターの処理工程



②現行の下水処理場の処理工程



(2) 共同処理化

